

那珂川町入札参加者心得

(電子入札用)

令和6年9月

那須郡那珂川町総務課管財係 TEL 0287-92-1111 FAX 0287-92-2406

目 次

◆ 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ～ 5

◆ 事後審査型条件付き一般競争入札・・・・・・・・ 6 ～ 1 0

◆ 指名競争入札・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 ～ 1 5

〈共通事項〉

1. 趣旨

この心得は、那珂川町が発注する電子入札の入札参加者が守らなければならない事項について定めたものです。

2. 関係法令等の遵守

入札参加者は、地方自治法、同施行令、建設業法、那珂川町契約規則、那珂川町建設工事等執行規則、那珂川町電子入札実施要領、その他関係法令並びにこの心得を遵守してください。

3. 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

4. 入札保証金

入札保証金は、指名通知書又は公告文に特に記載のある場合を除き、免除とします。

5. 契約書の提出

- （1）建設工事及び建設関連業務委託の落札者は、落札の決定を受けた日から7日以内（初日不算入、町の休日を除く。）に、別に定める契約書及び指定された添付書類を直接担当課に持参のうえ提出してください。
- （2）落札者が前項の期限内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。

6. 契約保証金

落札者は、契約保証金の納付が義務付けられている場合、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証に代わる担保としての有価証券又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、保険会社と工事履行保証又は履行保証保険の契約をして、契約締結時に保証証券又は保険証券を提出したときは契約保証金が免除されます。

7. 議会の議決を必要とする契約の締結

- （1）議会の議決に付すべき契約（予定価格5千万円以上の工事又は製造の請

負)及び予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いの場合は、仮契約書を提出してください。

(2) 前項の仮契約を締結した場合は、議会議決日をもって本契約日とします。

(3) 議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は失効します。

8. 建設工事における現場代理人及び配置技術者

(1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければなりません。

(2) 建設業法では、工事現場における建設工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければなりません。下請代金の総額が4千5百万円(建築一式工事は7千万円)以上となる場合又は、公告で義務付けられた場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を置かなければなりません。

(3) 現場代理人及び配置技術者については、工事を請負った業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、他の会社からの在籍出向社員や派遣社員を技術者として現場に配置することは認められません。

(4) 配置する主任技術者又は監理技術者は、1件の請負金額が4千万円(建築一式工事は8千万円)以上の工事又は入札条件で技術者の専任を義務付けた工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。なお、専任で配置する技術者は、入札の申し込みがあった日以前に請負業者と3か月以上の雇用関係にあることが必要になります。

(5) 会社の代表者又は営業所専任技術者を専任が必要な現場の技術者として配置することは認めないものとします。

(6) 現場代理人と主任技術者(監理技術者)の兼任は可能です。

(7) 現場代理人及び技術者を適正配置できない場合は、入札を辞退してください。

9. 建設関連業務委託における配置技術者

(1) 業務の技術上の管理及び統括を行うほか、受注者の一切の権限を有する者として業務主任技術者を配置しなければなりません。

- (2) 設計書又は仕様書等で定められている場合は、成果物内容について技術上の照査を行う者として照査技術者を配置しなければなりません。
- (3) 照査技術者は、業務主任技術者を兼ねることはできないものとします。
- (4) 配置技術者は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とします。
- (5) 技術者を適正配置できない場合は、入札を辞退してください。

10. 工事部分下請通知書の提出

請負った建設工事の一部を下請発注する場合は、工事部分下請通知書を工事発注課に提出してください。

11. 施工体制台帳の作成等

下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成してその写しを工事発注課に提出するとともに、工事現場ごとに施工体制台帳を備え、施工体系図を工事関係者及び公衆の見えやすい場所に掲示しなければなりません。

12. 談合情報に対する対応

入札に関し談合情報が寄せられた場合、入札を延期又は中断し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行います。調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とします。

13. 暴力団員等の排除

那珂川町が発注するすべての契約から暴力団員等の排除を徹底するため、受注者が暴力団員等による不当要求又は業務妨害を受けた場合は、警察への通報・捜査協力及び発注者への報告を義務付けるものとし、これを怠った場合には指名停止措置を講じることとします。

14. 無断で応札しなかった場合の取扱い

指名通知書を受領した指名競争入札及び入札参加申請書を提出された一般競争入札において、入札辞退届出を提出せず無断で入札を行なわなかった場合、無断で辞退した者は町が提出を求めた日の翌日から2日以内（初日参入、町の休日を除く。）に理由書を提出してください。

15. 電子入札システム・入札情報公開システム

電子入札システム：

<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=0660060007200700>

入札情報公開システム：

<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0660060007200700>

16. 書式のダウンロード・入札結果閲覧等

那珂川町公式ウェブサイト<https://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/>をご利用ください。

(1) 入札・契約書式

那珂川町公式ウェブサイト＞業者の方へ＞入札・契約＞各種様式（建設工事・建設関連業務委託・物品・役務）＞入札・契約書式のダウンロード

(2) 入札情報に関すること

那珂川町公式ウェブサイト＞業者の方へ＞入札・契約＞一般競争入札の公告＞入札情報・令和○年度入札結果について

那珂川町公式ウェブサイト＞業者の方へ＞入札・契約＞「電子入札について」＞「入札情報公開システム」

入札結果については、総務課管財係においても閲覧ができます。

17. その他

この心得は、原則的な入札・契約について定めたものであり、別に指定があるときは、案件ごとの指名通知書や公告文等が優先となります。

〈事後審査型条件付き一般競争入札〉

1. 入札方式

原則として、事後審査型条件付き一般競争入札による案件は全て電子入札とします。ただし、やむを得ない事情がある場合には、郵便又はその他の方法による入札を行います。

2. 予定価格

原則として予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を事前公表します。※公告文に金額を記載します。

3. 入札説明書の電子閲覧

原則として、事後審査型条件付き一般競争入札による案件は、入札説明書（設計書、仕様書等）の閲覧方法を電子閲覧とします。なお、入札案件によっては、パスワードによる閲覧制限を設定する場合があります。

- (1) 閲覧方法 那珂川町公式ウェブサイトから入札情報公開システムにアクセスし、ダウンロードにより閲覧
- (2) 閲覧期間 公告文に示す期間
- (3) 閲覧制限 個人情報保護上、または、施設の管理上安全を確保する必要がある場合等案件により、閲覧制限を設定します。閲覧制限された設計図書等を閲覧する場合は、パスワードが必要となりますが、応札可能業者（一般競争入札において、地域要件内にあり応札が可能な業者（工種、等級、地域））に限り、申請によりパスワード交付します。
- (4) 注意事項通信機器や回線の障害などの理由で電子閲覧ができない場合で、止むを得ない事情と認められる場合に限り、紙又は電子データで配布します。

4. 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等の内容に疑義がある場合は、文書にて説明を求めることができます。公告に記載された質問締切日の午後4時まで、公告文に記載の発注課にファックスにより提出してください。また、必ず、電話連絡により到達確認をしてください。公告文に記載の指定する日までに質疑者(必要に応じて参加者全社)にファックスで回答します。

5. 入札参加

- (1) 入札参加を希望する者は、公告に示す日までに入札参加申請書に必要事項を記入し、電子データにより電子入札システムにより提出してください。

代表者印、社印等の押印は不要となります。参加申請受付期間終了後は申請書の差換え・撤回はできません。

- (2) 入札参加申請書を提出した者は、設計図書、仕様書及び現場等を熟覧のうえ、公告に記載された期限までに電子入札システムにより入札書を提出してください。

6. 紙入札の承諾基準

- (1) 入札参加者から、紙入札方式参加承諾願が提出された際は、下記の事由に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとします。

①電子入札システムは既に導入済であるが、ＩＣカードの失効、閉塞又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合。

②利用者登録済であるが、システム障害又は通信障害等により参加できない場合。

③ＩＣカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更によりＩＣカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更によりＩＣカードの再取得申請を行っているが、再発行が電子入札の手続きに間に合わない場合。

④電子入札システム導入の準備を行っているが、間に合わない場合。

⑤その他明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合。

- (2) 紙入札者の入札者等取扱い

①紙入札者の書類等の提出期限は、那珂川町総務課への到着日時をもって判断し、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とするものとします。

②紙入札者の書類等の提出方法は、那珂川町総務課への持参又は郵送による提出とし、総務課から指示するものとします。また、郵送による場合は電話連絡により必ず到達確認をしてください。

7. 積算内訳書

- (1) 入札参加者は、入札書に記載される入札金額の根拠となる積算内訳書（工事費内訳書、業務委託費内訳書）を、電子入札システム（紙入札者は書面）により提出してください。

- (2) 提出方法は、指定する日時までに、電子入札システムにより電子データ（紙入札者は書面）を添付してください。

- (3) 代表者印、社印等は押印が不要（紙入札者は必要）となります。

8. 入札金額を入力するにあたって

- (1) 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税に相当する額を除いた金額（課税事業者にあつては、税抜き金額）を電子入札システムに入力してください。

(2) くじ番号は、任意の3桁を入力してください。

9. 入札書提出締切日時

締切日時は、案件ごとに公告文に明記します。（期限厳守）

10. 無効となる入札

次のいずれかに該当する場合は、無効となりますのでご注意ください。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかったとき又は入札保証金に代えることができる担保の提供がなかったとき。
- (3) 入札書に押印に相当する電磁的記録（紙入札により参加した場合は、記名押印）がないとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札書の記録事項（紙入札により参加した場合は、記載事項）が不明瞭で判読できないとき。
- (6) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (7) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (8) ICカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。
- (9) 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき。
- (10) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき又は紙入札により参加した場合は、金額を訂正した入札書を提出したとき。
- (11) 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について積算内訳書が提出されていないとき。
- (12) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
- (13) 入札書及び積算内訳書が期限までに提出されていないとき。
- (14) 紙入札の承諾を得た場合に指定以外の方法で入札書等を提出したとき。
- (15) 紙入札の承諾を得た場合に那珂川町建設工事等規則第5条の規定に違反したとき。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反にして入札を行ったとき。

11. 入札の辞退

- (1) 入札参加者が入札を辞退する場合には、電子入札システムにより辞退届を提出してください。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書面により提出ができるものとします。
- (2) 入札書を提出した後はできないものとし、入札書提出締切日時までに入札書の提出が確認できなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなします。

12. 開札

開札は、公告文に定めた場所及び日時において行います。

13. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とするため、落札保留とし、その旨を電子入札システム(紙入札の承諾を得た者には電話又はFAX)によりすみやかにお知らせします。
- (2) 落札候補者は、連絡を受けた日から2日以内(初日参入、町の休日を除く。)に入札参加資格要件確認申請書及び確認書類を総務課管財係に提出してください。
- (3) 書類審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、電子入札システム(紙入札の承諾を得た者には電話又はFAX)より落札者決定を通知します。
- (4) 書類審査の結果、要件を満たしていない場合は、次の順位者から適格者が確認できるまで審査を行います。

14. 最低制限価格を設けている入札

あらかじめ最低制限価格を設定してある案件については、最低制限価格を下回った価格で入札した者は失格とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

15. 低入札価格調査制度の適用がある入札

低入札価格調査制度を適用する案件については、最低の価格をもって入札した者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、当該最低価格入札者の落札を保留し、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがないかを調査及び審査をし、落札の可否を決定します。

16. 分離分割方式の入札について

- (1) 分離分割発注（取り抜け発注）案件については、公告文に対象工事名を明記します。
- (2) 分離分割発注方式の入札にあつては、先の案件で落札候補となった者は、後の案件の入札を無効とします。

17. 開札の結果、最低価格入札者が2者以上になった場合

同価の入札をした者（最低価格入札者）が2者以上いる場合は、電子くじにより落札候補者を決定します。

18. 入札の中止及び延期について

- (1) 入札参加者が談合し又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。
- (2) 天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。
- (3) 入札の執行を取り止める場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとします。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、別途の方法によることができるものとします。
- (4) 町長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、受付締切時間及び開札予定日時を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更するなど必要な措置を講じるものとします。

19. 入札の結果について

- (1) 入札経過は、入札執行日の翌日（町の休日を除く）より総務課管財係において閲覧することができます。
- (2) 入札結果は入札情報公開システムにも掲載しますが、若干遅れる場合があります。

〈指名競争入札〉

1. 対象案件

建設工事及び建設関連業務委託に係る指名競争入札は、原則として「電子入札」で行います。ただし、やむを得ない事情がある場合には、郵便又はその他の方法による入札を行います。

2. 予定価格

原則として予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を事前公表します。※指名通知書に金額を記載します。

3. 指名通知

「指名通知到着のお知らせ」のメールが「代表窓口情報」に登録されているメールアドレスに届きますので、本メールを確認したら電子入札システム内で指名通知書を確認してください。

4. 入札説明書の電子閲覧

原則として、指名競争入札による案件は、入札説明書（設計書、仕様書等）の閲覧方法を電子閲覧とします。

- (1) 閲覧方法 那珂川町公式ウェブサイトから入札情報公開システムにアクセスし、ダウンロードにより閲覧
- (2) パスワード指名通知書に記載のパスワードを入力
- (3) 注意事項通信機器や回線の障害などの理由で電子閲覧ができない場合で、止むを得ない事情と認められる場合に限り、紙又は電子データで配布します。

5. 紙入札の承諾基準

- (1) 入札参加者から、紙入札方式参加承諾願が提出された際は、下記の事由に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとします。
 - ①電子入札システムは既に導入済であるが、ＩＣカードの失効、閉塞又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合。
 - ②利用者登録済であるが、システム障害又は通信障害等により参加できない場合。
 - ③ＩＣカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更によりＩＣカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更によりＩＣカードの再取得申請を行っているが、再発行が電子入札の手続きに間に合わない場合。
 - ④電子入札システム導入の準備を行っているが、間に合わない場合。

- ⑤その他明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合
- (2) 紙入札者の入札者等取扱い
- ①紙入札者の書類等の提出期限は、那珂川町総務課への到着日時をもって判断し、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とするものとします。
- ②紙入札者の書類等の提出方法は、那珂川町総務課への持参又は郵送による提出とし、総務課から指示するものとします。

6. 積算内訳書

- (1) 入札参加者は、入札書に記載される入札金額の根拠となる積算内訳書（工事費内訳書、業務委託費内訳書）を、電子入札システム（紙入札者は書面）により提出してください。
- (2) 提出方法は、指定する日時までに、電子入札システムにより電子データ（紙入札者は書面）を添付してください。
- (3) 代表者印、社印等は押印が不要（紙入札者は必要）となります。

7. 入札金額を入力するにあたって

- (1) 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税に相当する額を除いた金額（課税事業者にあつては、税抜き金額）を電子入札システムに入力してください。
- (2) くじ番号は、任意の3桁を入力してください。

8. 入札書提出締切日時

締切日時は、案件ごとに指名通知書に明記します。（期限厳守）

9. 無効となる入札

次のいずれかに該当する場合は、無効となりますのでご注意ください。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかったとき又は入札保証金に代えることができる担保の提供がなかったとき。
- (3) 入札書に押印に相当する電磁的記録（紙入札により参加した場合は、記名押印）がないとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札書の記録事項（紙入札により参加した場合は、記載事項）が不明瞭で判読できないとき。

- (6) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (7) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (8) I Cカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。
- (9) 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき。
- (10) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき又は紙入札により参加した場合は、金額を訂正した入札書を提出したとき。
- (11) 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について積算内訳書が提出されていないとき。
- (12) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
- (13) 入札書及び積算内訳書が期限までに提出されていないとき。
- (14) 紙入札の承諾を得た場合に指定以外の方法で入札書等を提出したとき。
- (15) 紙入札の承諾を得た場合に規則第5条の規定に違反したとき。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反にして入札を行ったとき。

10. 入札の辞退

- (1) 入札参加者が入札を辞退する場合には、電子入札システムにより辞退届を提出してください。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書面により提出ができるものとします。
- (2) 入札書を提出した後はできないものとし、入札書提出締切日時までに入札書の提出が確認できなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなします。

11. 開札

開札は、指名通知書に記載した場所及び日時において行います。

12. 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、契約の相手方として著しく不適當であると認められときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13. 最低制限価格を設けている入札

あらかじめ最低制限価格を設定してある案件については、最低制限価格を下回った価格で入札した者は失格とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以

上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

14. 低入札価格調査制度の適用がある入札

低入札価格調査制度を適用する案件については、最低の価格をもって入札した者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、当該最低価格入札者の落札を保留し、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがないかを調査及び審査をし、落札の可否を決定します。

15. 分離分割方式の入札

- (1) 分離分割発注（取り分け発注）案件については、指名通知書に対象案件名を明記します。
- (2) 分離分割発注の入札にあつては、先に開札した案件の落札者は、後の案件の入札を無効とします。

16. 開札の結果、最低価格入札者が2者以上になった場合

同価の入札をした者（最低価格入札者）が2者以上いる場合は、電子くじにより落札候補者を決定します。

17. 入札の中止及び延期

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止します。
- (2) 入札参加者が談合し又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。
- (3) 天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。
- (4) 入札の執行を取り止める場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとします。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、別途の方法によることができるものとします。
- (5) 町長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、受付締切時間及び開札予定日時を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更するなど必要な措置を講じるものとします。

18. 入札の結果

- (1) 入札経過は、開札日の翌日（町の休日を除く）より総務課管財係において閲覧することができます。
- (2) 入札結果は入札情報公開システムにも掲載しますが、若干遅れる場合があります。